

令和7年度 事業計画

社会福祉法人

横浜市栄区社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

令和7年度栄区社会福祉協議会 事業方針	…2
---------------------	----

I 小地域活動の推進・支援

1. 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業	…3
2. 地区社協支援	…3
3. 栄区地域福祉保健計画(さかえ・つながるプラン)の第4期計画推進並びに第5期計画の策定	…4
4. 生活支援体制整備(高齢者支援)の取組	…4

II 福祉ニーズのある区民への支援

1. 青少年の育成支援関連事業	…5
2. 障害児・者支援	…6
3. 移動情報センター事業	…6
4. 多様な機関と連携した取組～区内社会福祉施設等との連携～	…7

III ボランティア活動の推進・支援

1. ボランティアセンター事業	…7
2. 福祉教育の推進	…8
3. 災害ボランティア活動の強化	…8

VI 総合相談

1. 総合相談事業	…8
2. 権利擁護事業	…8
3. 各種生活支援事業	…9

V 広報啓発事業

1. 福祉のまちづくりの推進	…9
2. 福祉の情報発信	…10

VI 助成金配分事業

1. 善意銀行の運営	…10
2. さかえ ふれあい助成金事業	…10
3. 独自の助成金事業	…10

VIII 福祉保健活動拠点の運営

1. 拠点の管理・運営	…11
-------------	-----

VIII 法人運営

1. 事業推進体制の基盤	…11
2. 会員の拡充及び財源の確保	…12

IX 福祉関係団体への運営協力・支援

令和7年度 栄区社会福祉協議会 事業方針

■基本方針

今年度は、『第5期栄区地域福祉保健計画 さかえ・つながるプラン』の策定年です。「我が栄区のまちづくりは計画立てて進めている！」「日頃行われている地域行事・活動は、未来を見据えたまちづくり、自分づくりにつながる！」という関心・意識が、より多くの住民に芽生え・広がるよう策定作業を進めます。また、これまで培ってきた栄区の福祉の土壌を守りつつ、今の課題や魅力を住民皆さんと改めて共感し、新たな方向性を確認し合いながら計画の策定作業とともに社協事業を進めます。

今年度も、職員一人ひとりが社協職員であることを自覚し、地域からの信頼や期待に応えられるようチーム一丸となって、一つひとつの事業を丁寧に取り組んでまいります。

■重点取組

1. 身近な地域における支援体制強化

(1) 地区社協活動の推進

地区社協の役割や存在意義について、日頃からの課題解決に向けた対話や実践を通して組織の強化を進めます。住民の地区社協事業への理解や新たな担い手を確保・育成できるよう、地区社協役員とともに取り組みます。

(2) 地域資源のコーディネート

地域を支えるネットワークの仲間である社会福祉法人や施設、企業とのつながりを引き続き強化し、役割を確認・認識しながらコーディネートを進めます。推進のパートナーである地域ケアプラザと連携しながら、地域共生の仕組みづくりに取り組みます。

2. 子どもとその世帯の未来をはぐくむ支援

子どもの健やかな育ちを支援する取り組みとして、地域を基盤とした多様な関係機関との協働を推進します。また、子どもの育ち及びその家庭を支える新たな事業を支援するための助成金を活用し、支援の輪を広げます。

3. 部会・分科会の具体的活動の実践

部会・分科会員、特に社会福祉施設と地域をつなげる働きかけを強化し、社協会員のつながりを活かした地域づくりを進めます。本会未加入団体については、引き続き社協の事業PRとともに入会活動を積極的に行います。

4. 災害時を想定した具体的な準備

災害時を想定し、災害ボランティアセンターの運営をいつでもスムーズに始められるよう職員のスキルアップとともに、各関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。これまで協働して取り組んできた「横浜栄・防災ボランティアネットワーク」との基盤を活かし、災害時のボランティアたる担い手づくりに取り組みます。

5. 業務の効率化とともに、組織の柔軟な対応力の強化

問題・課題の多様化とともに、本会事業の幅・量ともに年々広がっている状況です。柔軟で起動力のある“社協らしさ”を発揮するために、内容の重なる各種会議や連絡会等を統一するなど、業務の効率化を見据えながら事業を展開してまいります。

I 小地域活動の推進・支援

1 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業 【重点】

(善意銀行・会費) 100 千円[100 千円]

地域の見守りや支えあいを必要とする人、制度の狭間で支援に結びついていない人、孤立しがちな人など、様々な生活課題を抱えている人たちを、区社協事業や地域支援の過程において把握し、個別課題を解決する取組から地域・住民主体の活動へとつなげていきます。

(1) 地域ケアプラザや関係機関との連携強化

①地域ケアプラザの地域活動交流事業を支援し、地域の課題解決を効果的に進めるために、地域活動・交流コーディネーター連絡会（毎月）や研修会を開催します。

また、地域ケアプラザが実施する地域支援会議やカンファレンス等に参加し、個別・地域課題の把握や地域情報を共有します。

②多様な主体が参画する部会、分科会、連絡会、協議体等の様々な話し合いの場で共有した住民一人ひとりの生活課題やニーズ、地域情報を、地域の大切な資源である「場所」「物」「人」等と結び付け、支援の輪を広げながら解決に向けた具体的な仕組みづくりに取り組みます。

(2) 職員間での地域情報や課題の共有

日々の担当業務から把握したニーズや地域情報を総合相談票や地域支援記録、定例で行う区社協地域支援会議を活用し、職員間で迅速に共有し、協議・検討を行います。また「断らない支援」をモットーに、地域住民に寄り添った支援を目指します。

(3) 地域のネットワーク活動等への参画

日常生活圏域での生活課題を把握し、課題解決の仕組みづくりを構築するために開催される会議や協議体、地域福祉保健計画における地区別計画の推進を図るための会議に参加し、働きかけを行います。

(4) 食支援を通じた地域のつながりづくり

日常的な食支援を通し、生活困窮世帯が抱える生活課題の把握、地域のネットワークを活かした見守りの仕組みづくりを行います。食料を渡すだけで支援は終了とせず、適切な家計管理や制度利用に繋がるよう関係機関と連携して事業を実施します。

なお、令和3年度より取り組んでいる「フードパントリー」は5年目を迎えます。今後の事業・支援の方向性について、共催している各地区社協の皆さんと協議・検討を進めます。

2 地区社協支援 【重点】

地区社協が、地域の福祉課題や一人ひとりの困りごとの解決を目指し、「つなげる」機能を活かして様々な活動や団体と連携し取り組めるよう支援します。また、様々な話し合いの場を「困りごとをキャッチする場」と捉え、「寄り添い・ほっておかない」基盤づくりに取り組みます。

(1) 地区社協関係会議の開催

(会費) 16 千円[23 千円]

地区社協分科会を定期的で開催します。区社協からの情報提供、地区社協同士の積極的な意見交換等を実施し、各地区社協の活動支援につなげます。

また、地区社協事務局長会議を定期的で開催し、地区社協の運営に関する課題や事務手続きについて話し合う機会を設けます。

(2) 地区社協活動費助成

(市社協補助金・共同募金) 1,610 千円[1,610 千円]

地区社協活動の充実・活性化及び支援・育成、安定した活動費確保のため、地域特性や実情に即した活動費用の一部を助成します（地区社協活動費・福祉推進事業助成金 等）。また、助成金を通じて得られる地区社協の活動情報や抱える課題を把握し、地域支援へ役立てます。

(3) 地区社協研修の実施

(会費) 56 千円[56 千円]

「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目的とした、住民同士の支えあい・見守りあいを推進し、地区社協活動をより活発なものとするため、必要な知識・情報を習得できる研修を実施します。新任役員向け研修のほか、地区社協の構成員を対象とした区域の研修を行うことで、お互いの取組状況を共有し活動に活かせる機会を作ります。

(4) 地区社協理解促進ツールの活用推進

令和6年度に作成した地区社協理解促進ツールを活用し、地区社協役員が主体として展開する地区域における研修を推進していきます。また、住民の地区社協事業への理解や新たな担い手を確保・育成できるよう、地区社協役員とともに取り組みます。

3 栄区地域福祉保健計画（さかえ・つながるプラン）の第4期計画推進 並びに第5期計画の策定 【重点】

(市社協補助金・共同募金) 410 千円[110 千円]

栄区地域福祉保健計画の基本理念である「みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ」を目指し、地域の福祉保健課題の解決に、地域住民をはじめ、区役所、地域ケアプラザなど多様な機関とともに取り組みます。

事業実施においては、地区社協、各種団体をはじめ、自治会・町内会を中心とする活動も含め、身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業との連携も視野に入れ取組を進めていきます。

また、区役所、地域ケアプラザと連携して、地域住民とともに第4期計画の推進と、第5期計画の策定を行います。

(1) 区計画

栄区地域福祉保健推進会議を開催し、年度毎の振り返りを行いながら、関係者・機関とともに第4期計画を推進します。

また、令和8年度から始まる第5期計画策定に向けて、推進委員と話し合いを進め、広く区民の意見を取り入れるための区民意見募集を実施するなど、栄区の現状と課題に則した計画となるよう取り組みます。

(2) 地区別計画

第4期計画の最終年度となるため、推進と同時にこれまでの取組の振り返りや、成果・課題等を整理できるよう支援します。また、第5期計画が住民にとってより身近な計画となるよう、各地区での取組や地区の話し合いに参加し、区役所や地域ケアプラザなどと連携して策定の支援を行います。

(3) 地域情報と課題の共有

地区ごとの現状にあった地域福祉活動のさらなる推進を目指し、地区支援チーム（区役所・地域ケアプラザ・区社協）の一員として情報及び地域課題の共有を図るとともに、地区別計画の推進・策定や具体的な取組に向けた話し合いを行い、解決の仕組みづくりの支援を進めます。

(4) 地域福祉保健計画の啓発

区や地域のイベント、広報媒体等を活用し、計画の啓発を図ります。

4 生活支援体制整備（高齢者支援）の取り組み

(市社協受託金、区受託金、参加費収入) 650 千円[655 千円]

高齢化や単身世帯の増加等の社会的背景に伴い、高齢者への生活支援の必要性が高まる中、一人ひとりができることを大切にしながら、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、多様な主体と連携・協力する地域づくりを進めます。

(1) 区域における生活支援体制整備事業の推進

区域における課題と資源を明らかにするとともに、目指す方向性や目的を地区社協、連合町内（自治会・町内会）、地域ケアプラザ、区役所等と共有し、区域の課題解決に取り組みます。

移動販売については、高齢者等の買い物支援、見守りを通じた新たなコミュニティづくりを図り、更にフレイル予防（健康支援）を展開していきます。

「高齢者見守りに関する協定書」を結んだタクシー業者と定例的に意見交換を行い、顔の見える関係の中で見守りの仕組みを強化し広げていきます。

また、課題となっている高齢者の移動手段の確保については、継続して「あいタク」事業を推進するとともに、市域でも情報交換を行い、栄区の実態に合った支援方法を探っていきます。

(2) 多様な主体とのネットワーク構築

区内の介護保険事業所、民間事業者、関係機関・団体等、多様な主体間の情報共有の機会を作り、ネットワーク（協議体）を構築し連携強化を図るとともに、地域のニーズにあった具体的な取り組みを検討していきます。

特に、介護支援専門員等と連携し、インフォーマルサービス情報等の共有をはじめとして相互に協力体制を築きながら、高齢者が地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

(3) 第2層生活支援コーディネーター連絡会等の開催

地域ケアプラザに配置されている生活支援コーディネーターと一体となって事業推進に取り組むため、区域での取組や各地域ケアプラザでの進捗状況、課題の共有や解決などを協議・検討する連絡会や研修会を開催します。

また、国の地域支援事業実施要綱が改正されたことで、生活支援コーディネーターに求められる役割も重要性を増しています。連絡会を活用しコーディネーター間で適切な制度理解を進めるとともに、住民の皆さんがコーディネーターの役割を理解しやすいよう、引き続き啓発活動を行います。

(4) 新たな担い手の発掘

高齢者の役割の創出や、高齢者を支える新たな担い手の発掘・育成のため、区役所・地域ケアプラザと協働で、昨年度に引き続き「Life Academy@sakae」や「スマホサポーター養成講座」等を実施します。

II 福祉ニーズのある区民への支援

1 青少年の育成支援関連事業

栄区地域子育て支援拠点「にこりんく」やこども家庭支援センター「にじ」、民生委員・児童委員、地域ケアプラザ等とともに、乳幼児～学齢～青年期と各年代に応じた子育て支援を推進します。

(1) 子どもの居場所の情報収集及び活動団体の支援

区内にある子どもの居場所に関する調査、子どもに関する課題把握と解決に向けた取組の検討を行います。

また、学齢期の子どもを対象に活動している団体が、相互に活動の工夫を共有したり情報交換を行うことができる子どもの居場所活動団体連絡会を開催します。各団体の活動状況に応じた適切な情報提供も行います。

(2) 健やかな子どもの育ちへの支援 【重点】

令和6年度より開始している「栄区みらいハグくむ助成金」をきっかけに、家庭の諸事情等により生活困窮に陥っていることで子どもの成長に課題を抱えている世帯に対し、地域で子どもをはぐくむ仕組みづくりを支援します。

(3) 関係機関との連携

次の連絡会等に出席し、関係機関との連携を図ります。

○子育て支援団体連絡会 ○さかえっ子の笑顔ひろげ隊活動 ○栄区児童虐待防止連絡会

2 障害児・者支援

(会費・共同募金) 162 千円[162 千円]

区内の障害児・者活動の支援を行います。また、相互に関係性を築くため「知りあう」「認めあう」「支えあう」ことを目的に、「障害理解」を深めるための啓発活動や、当事者と地域が交流を持てる事業に取り組めます。

(1) 障害者週間キャンペーンの実施

当事者団体部会、障害者支援分科会が主体となり、「障害理解」を深めるための啓発活動に取り組めます。また、「パラフェスタ♥さかえ」と連動し、PR活動を進めます。

○保育園・小学校・中学校・高校へのPR

○ポスター掲示等による自治会・町内会へのPR 他

(2) 小さなアーティスト展の開催

障害のある子どもたちが表現できる場の提供や障害理解の啓発を目的として、区内特別支援学校、個別支援級などに通う子どもたちや区内障害施設利用者が作った作品の展示会を開催します。

(共催：区内地域ケアプラザ、栄区民文化センターリス)

(3) 栄区自立支援協議会等への参画

栄区基幹相談支援センター・区役所が中心となり運営している自立支援協議会の事務局の一員として、運営等に参画します。

(4) 障害者後見的支援事業等への協力

「栄区後見的支援室とんぼ」と適宜、情報の共有を行い、制度の周知等に協力をします。

3 移動情報センター事業

(市社協受託金・市補助金) 12,050 千円[11,943 千円]

移動に困難を抱える障害児・者等からの相談に応じて、相談支援機関と連携・調整を図りながら、各サービス事業者やボランティア等の情報提供、紹介を行います。また、ガイドボランティア事務取扱団体として、移動支援の担い手発掘及び育成を行います。

(1) 相談窓口での相談調整・ニーズの発掘

障害のある人の移動に関する制度やボランティア活動団体等の情報を提供します。また、当事者団体や教育機関等に向けた事業説明を実施し、ニーズの掘り起こしを行うとともに、定期的に区社協内でケースカンファレンスを実施することで、相談に対する理解を深め、他事業との連携やコーディネート技術の向上を図ります。

(2) 移動支援ボランティアの発掘とネットワークづくり

障害理解やガイドボランティア養成講座を区域・地区域において関係機関と連携して開催し、ボランティアの発掘を行います。また、ボランティア交流会、情報交換会を開催するとともに、フォローアップ講座を開催し、スキルアップや活動の活性化につなげます。

(3) 移動支援事業所との連携

区内で移動支援をしている事業所を訪問し、現状や課題を聞き取り、今後の取組につなげます。また、事業所との関係強化を図るとともに、人材発掘のための後方支援を行います。

(4) 推進会議の開催

区内の障害児・者の移動に関する課題解決に向け、関係機関とのネットワーク構築や担い手発掘・育成など、移動支援を推進する取組について協議・連携を図る場として、推進会議を開催します。

4 多様な機関と連携した取組～区内社会福祉施設等との協働～

高齢、障害、子ども等の分野を越えて連携できるネットワーク体制を構築し、地域とともに、個別課題や地域課題を共有し、既存の制度やサービスでは対応できない狭間の問題に対し、法人・施設の強み（区社協会員組織の活用）と専門性を活かした支援体制を目指します。

（１）フードパントリー開催に伴うフードドライブの実施

生活困窮者等の支援を目的として開催するフードパントリーに伴うフードドライブを通して、区内の法人・施設と協働して課題解決に取り組みます。
（事業の方向性も共有し、取組を進めます。）

（２）多様な施設・機関が集う区社協の部会・分科会等で、各施設の現状と課題を共有し、分野を超えたネットワーク体制を構築しながら、課題解決の取組を進めます。

Ⅲ ボランティア活動の推進・支援

1 ボランティアセンター事業

（区受託金・手数料収入）1,233 千円[1,313 千円]

（１）ボランティア相談・調整

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている人からの相談を受け、コーディネートを行います。地域ケアプラザやさかえ区民活動センター、他区社協のボランティアセンター等と連携し、相談者の希望に沿ったコーディネートを行います。

（２）ボランティアニーズの把握

福祉施設や作業所、個人等ボランティアを必要とする人からの声を、積極的にキャッチします。また、受け付けたボランティアニーズについては必要に応じてホームページや広報紙に掲載し周知します。

（３）ボランティアに関する情報の提供

ボランティア・市民活動に関する情報を広く提供します。

- ボランティア情報紙「そら」の発行 ○ホームページへの掲載
- 福祉保健活動拠点内 掲示板・チラシラックの活用

（４）ボランティアの育成・支援

登録ボランティア（個人・団体）の活動を育成・支援するための連絡会や講座の開催、新規ボランティア発掘のための講座の開催等、ボランティアのニーズに合わせた取組を行います。また、近隣の大学を含めた学校との連携強化を含む、学生層への新たなアプローチを行います。

（５）ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンターの適正な運営を図るため、運営委員会を開催します。

また、会議の効率化や委員の負担軽減が求められる現状を鑑み、今後の本委員会の在り方を検討します。

（６）地域ケアプラザ・地区センター等との連携

区内においてボランティアを発掘・育成・支援している各種機関・団体と連携を図り、関係機関・団体による相互のネットワークづくりを進めます。

2 福祉教育の推進

(市社協補助金・会費) 85 千円[75 千円]

(1) 福祉教育活動の相談調整

教育機関、企業、地域等が実施する福祉教育活動の相談に応じ、企画・開催支援をはじめ講師派遣などの調整を、地域ケアプラザ等と連携して行います。

また、福祉教育に地域福祉の視点を取り入れるよう区内教育機関等へ提案し、地域性を活かした福祉教育の展開を進めるとともに、地域ケアプラザ等の福祉施設や地区社協、当事者団体など区社協会員団体と協働し推進できる仕組み（講師の派遣、福祉施設体験 等）づくりを目指します。

(2) 福祉教育機材の貸出し

教育機関での学習や企業等の研修に活用できる教材として、車イス、車イススロープ、高齢者疑似体験セット、白杖、点字器、点字ブロック、ボッチャの貸出を行います。

3 災害ボランティア活動の強化 【重点】

(市社協補助金・手数料収入) 55 千円[30 千円]

(1) 関係機関との連携

災害ボランティアセンター設置に備え、関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。

(2) 災害ボランティアセンター開設のための整備

区社協業務継続計画（BCP）に基づき、災害時の事業活動や体制整備を進めるため、災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速に開始できるよう、災害情報システムを活用した災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施します。

また、栄区災害ボランティアセンター設置・運営に係る協定やマニュアルを常に見直し、柔軟な対応ができるよう区役所・市社協とも連携しながら整備します。

(3) 災害ボランティアの啓発

昨今の災害関連情報を敏感に捉え、これまで協働して取り組んできた「横浜栄・防災ボランティアネットワーク」との基盤を活かし、地域における災害ボランティアに関する理解を深めるとともに、災害時のボランティアたる担い手づくりに取り組みます。

IV 総合相談

1 総合相談事業

日常的に寄せられる様々な相談・福祉ニーズに対応できるよう、総合相談機能の向上に努め、相談者に応じた情報の提供や関係機関につなげるなど、福祉の相談窓口として対応を強化します。

2 権利擁護事業

(市社協受託金・利用料収入) 386 千円[359 千円]

(1) 栄区あんしんセンター

○権利擁護に関する相談

判断能力や身体能力の不十分な高齢者や障害者が、安心して日常生活を送ることが出来るように支援するため、権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携し対応します。

○高齢者や障害のある方の契約によるサービス

- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ・預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

○広報啓発活動

- ・区民や福祉関係従事者等に対する事業説明を地域に出向いて実施します。

○関係機関との連携

- ・地域包括支援センター連絡会および社会福祉士分科会への参加

- ・後見的支援事業および自立生活アシスタント事業等との連携強化
- ・地域ケア会議、定例カンファ等への参画

(2) 成年後見制度の推進

- 市民後見人バンク登録者および受任者への活動支援
同じブロックである戸塚区・港南区と、市民後見人の後見監督的機能の一部として、ネットワークを活用したバンク登録者への活動支援を行います。
- 区域の課題や困難ケース等に対応するための専門職会議への参加
- 区成年後見サポートネット（区協議会）への参加
- 社会福祉士分科会で行っている成年後見出前講座へ参加し、制度とともにあんしんセンターの周知を行います。

3 各種福祉援護事業

(県社協受託金) 4,597 千円[4,735 千円]

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障害者からの相談に応じ、資金の貸付や活用できる制度・サービスの情報提供により、一人ひとりのニーズに合わせた世帯の自立を促します。また、行政と定期的な会議や啓発事業を通し、生活困窮者自立支援制度等との更なる連携の強化を図ります。

- 福祉資金（福祉費・緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）
- 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
- 総合支援資金
- 臨時特例つなぎ資金
- 特例貸付事業におけるフォローアップ支援

(2) 生活困窮世帯への支援

生活に困難を抱える人々の相談に応じ、就労支援や学習支援、食の支援などに取り組む団体との連携を強化し、地域福祉の視点を持って取り組みます。

単に食料を渡すだけに留まらず、地域での孤立防止のため民生委員・児童委員や地区社協とのつなぎを行うことを意識した支援を行い、フードパントリー等地域や行政と連携した事業を実施します。

また、生活困窮者自立支援制度等の活用とともに、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を目指します。

(3) 小災害緊急援護事業、行旅病人等低所得者援護事業

(共同募金) 150 千円[150 千円]

区内において発生した火災などの被害を受けた罹災世帯に対し、神奈川県共同募金会からの見舞金（たすけあい福祉資金）と合わせて、見舞金を支給します。

また、行旅病人等に対し、交通費の支給を行います。（窓口：区役所生活支援課）

V 広報啓発事業

1 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりを推進するために、福祉活動関係者や多くの区民への啓発事業、また、会員相互の交流事業を通じて、福祉活動への理解と関心を高めます。

(1) 栄区社会福祉大会

(共同募金) 631 千円[377 千円]

地域福祉活動に功績のあった個人や団体に感謝の意を表し顕彰します。また、表彰者・団体の活動をわかりやすく地域住民へ伝えることで、活動の必要性を知ってもらうだけでなく、興味・関心を持ってもらい担い手の発掘にもつなげます。

2 福祉の情報発信

(市受託金・共同募金) 1,141 千円[1,818 千円]

福祉への理解と関心を高めるために、区社協事業の情報提供や、地域の福祉活動・ボランティア関係情報を収集し、発信していきます。

(1) 区社協広報紙「さかえ区社協だより」の発行

これまでの発行形態を見直し、より有効・効率的に必要な人に必要な情報が届くよう、地域情報紙「タウンニュース」の紙面も活用して発行します。

(2) インターネット等を活用した広報

本会の事業に関する情報の他に、会員から提供をうけたイベント情報や区民にとって有益な情報など、ホームページ等にて周知します。

VI 助成金配分事業

1 善意銀行の運営

(1) 寄託金品の受け入れと配分

地域の皆さんから寄せられた寄託金品を、地域福祉推進のため区内の地域福祉活動団体や障害当事者団体等へ適切に配分します。

(2) 周知と財源確保

善意銀行の機能や働きを周知し、地域の福祉活動支援の財源確保に努めます。

2 さかえ ふれあい助成金事業

(市社協補助金・共同募金) 6,405 千円[7,020 千円]

(1) 助成事業の実施

区内の地域福祉や障害福祉を推進する団体の活動を支援するため、「市社協補助金」「共同募金配分金」を財源とした助成事業を実施します。

(2) 団体ヒアリングの実施

よりわかりやすく公平かつ透明性の高い助成金とするため、ヒアリング等で助成状況について確認をするとともに、活動団体との関係強化を図ります。

3 独自の助成金事業

(共同募金・善意銀行) 4,400 千円[4,400 千円]

(1) 年末たすけあい助成金の実施

年末に行われる生活に困難を抱える世帯や、高齢者、子どもたちを対象とする地域食堂や居場所づくり、見守り訪問活動を推進する活動を支援するため、「共同募金配分金」を財源とした助成事業を実施します。

(2) 団体会員助成金の実施

福祉関係団体の活動を支援することにより、区内における福祉活動の充実を図ることを目的として、運営費又は活動費の一部として助成金を交付します。

(3) 栄区みらいハグくむ助成金の実施

地域で子どもをはぐくむ仕組みづくりを促進するため、令和6年度に引き続き、「栄区みらいハグくむ助成金」事業を実施します。

VII 福祉保健活動拠点の運営

1 拠点の管理・運営

(市受託金・利用料収入等) 16,378 千円[16,277 千円]

指定管理者として、「地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場」としての施設であるという認識のもと、多くの人に活用していただける施設運営を行います。

次期指定管理者の指定、協定締結に向けて運営法人として適切な事業運営を進めます。

(1) 施設の適正な管理

社会福祉協議会の特性を活かして、利用登録団体と当事者団体・ボランティア団体・NPO法人・専門機関等との交流や連携を図ります。

○会場の貸出業務、会場利用に伴う機材の貸出業務

○複写機・印刷機の貸出業務

○メールボックス、ロッカーの貸出業務

○利用者アンケートの実施と業務改善

(2) 利用者団体協議会の開催

○利用調整会議の開催

○全体研修の実施

(3) 拠点登録団体の登録更新

栄区福祉保健活動拠点を利用する団体の現状を把握し、より円滑な拠点運営を行うために、拠点利用登録の更新を行います。

2 ボランティアセンター事業（再掲 III-1）

VIII 法人運営

1 事業推進体制の基盤 【重点】

法人運営に積極的に参画する体制づくりを進め、住民に信頼される組織づくりを進めます。

(1) 理事会、評議員会、監事会の開催

地域福祉の推進を目的とする組織として、地域に根ざした事業の進め方や法人運営等について審議するため、執行・議決機関である「理事会・評議員会」を定期的に開催します。

さらに、適正な組織運営を図ることを目的として、業務執行状況と財産状況について監事監査を実施します。

(2) 部会・分科会・各種委員会等の開催

区社協会員が参画する分野別の部会・分科会・委員会等を設置し、地域課題への取組や勉強会、団体間の関係づくりなどを行います。

■部会 地域福祉関係団体部会、当事者団体部会（当事者団体分科会）、専門機関部会、学識経験者部会

■分科会 地区社会福祉協議会分科会、民生委員児童委員分科会、自治会・町内会分科会
ボランティア・市民活動団体分科会、福祉関係団体分科会、高齢者支援分科会、子育て支援分科会、障害者支援分科会、地域支援施設分科会、専門機関分科会

■委員会 ボランティアセンター運営委員会、さかえ ふれあい助成金配分審査会、業者選定委員会、評議員選任・解任委員会

(3)各種連絡会の開催

- 地域活動・交流コーディネーター連絡会（再掲）
- 生活支援コーディネーター連絡会（再掲）
- 栄区移動販売連絡会
- 子どもの居場所活動団体連絡会（再掲）

(4)災害時対応（再掲 III-3）

2 会員の拡充及び財源の確保

(1)区社協事業のPRと会員の拡充

社会福祉事業に取り組む本会会員未加入団体に対し、社協事業の説明や入会案内を送付する等、様々な機関を捉えて新規会員の加入促進に向けた取組を積極的に行います。

(2)事業活動に伴う財源の確保

賛助会員や善意銀行について周知し、地域の福祉活動支援の財源確保に努めます。

また、共同募金の役割や仕組みについても地域住民へわかりやすく説明し、貴重な財源であることを積極的に伝えていきます。

IX 福祉関係団体への運営協力・支援

区社協が事務局を担っている福祉関係6団体の運営に協力し、活動をサポートします。

- 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
- 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部栄区地区委員会
- 栄保護司会
- 栄区更生保護女性会
- 栄区更生保護協会
- 栄区遺族会